

文書名	第一線業務取扱文書
	緊急時対策本部運営要領 (改訂案)
	NM-51-13・KK-S1-169

2016年 8月31日 (施行)

2020年 ●月●●日 (改訂5)

柏崎刈羽原子力発電所

防災安全部 (主管部)

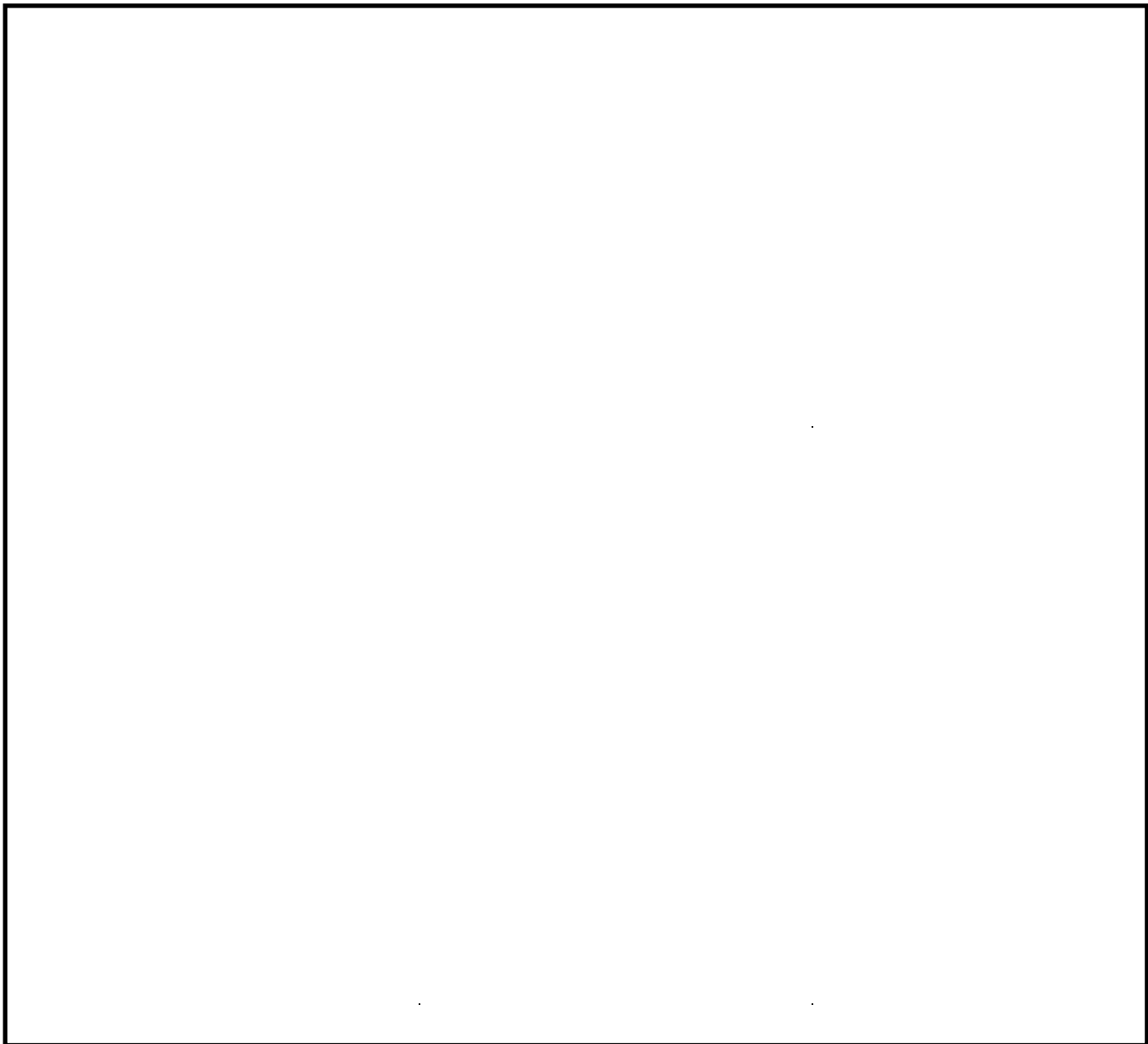
東京電力ホールディングス株式会社

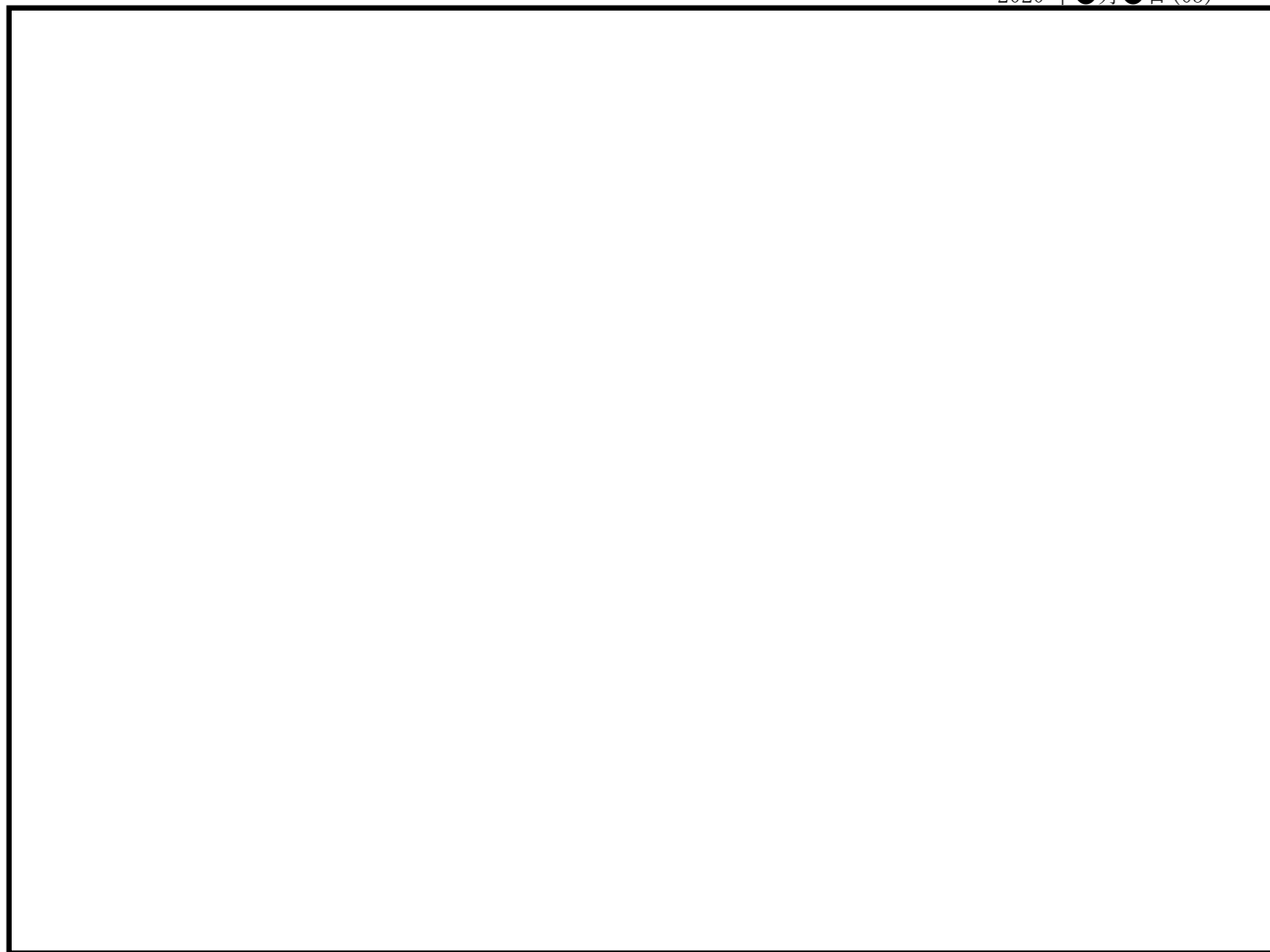
枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません



2. 目的

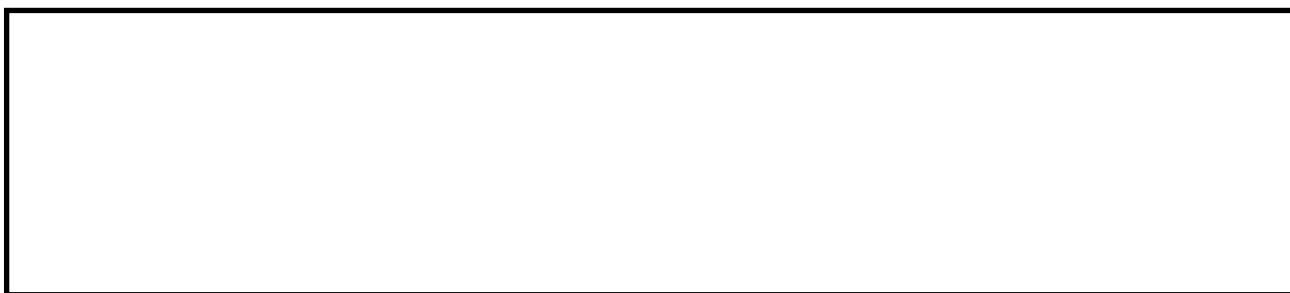
本要領は、原子力警戒態勢及び緊急時態勢が発令された場合における対策本部の円滑かつ適切な措置の遂行のため、24時間発電所構内に所在する初動要員を定めるとともに、重大事故等に対処するための力量確保のための訓練など必要な措置を定めたものである。なお、通報班、立地・広報班等の各機能班における個別の手順・ノウハウはガイドとして別途定めている。

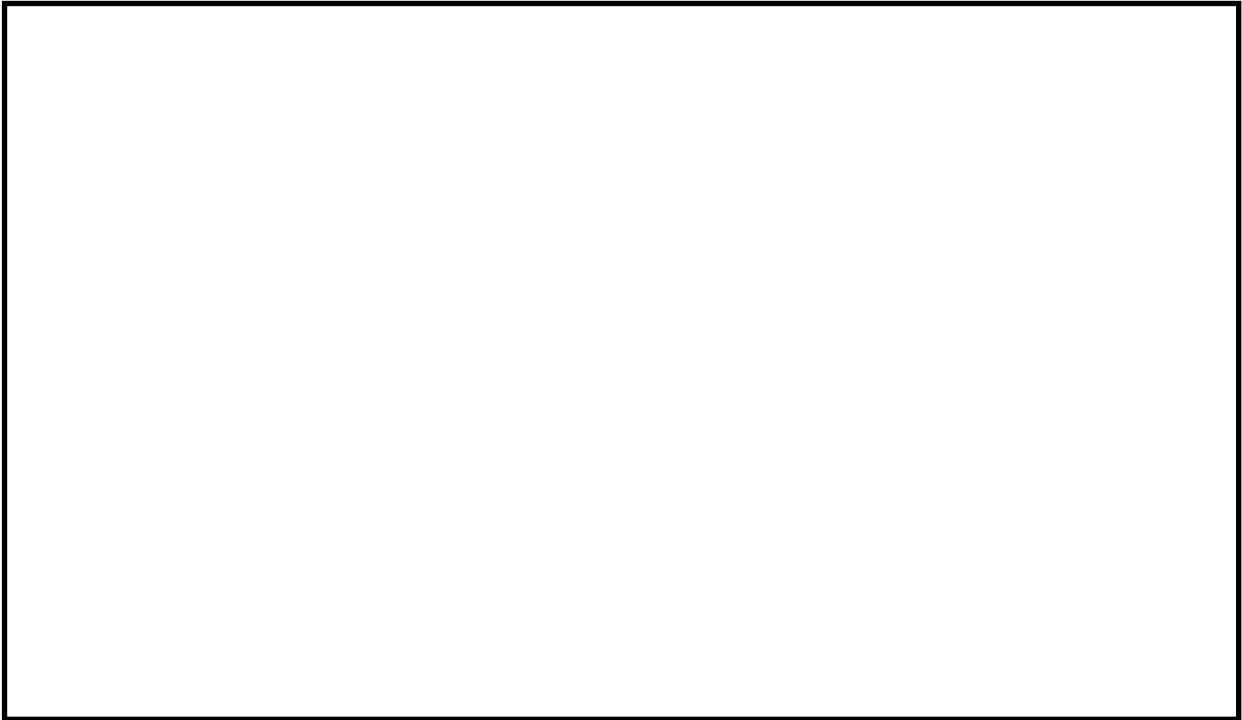




※各統括・班長などは複数選任しており、24時間体制で発電所構内に所在することとしているが、不測の事態により職務を実行できない場合は交代要員が到着するまでの間、本部長が指名したものの、もしくは各組織の上位職が代行することとする。

本要領の職位の記載で、発電所対策本部が設置されている場合は発電所対策本部長と記載する。設置されていない場合は、原子力防災管理者と記載するが、いずれも発電所長を指す。





1. 1 宿直体制の維持

防災安全GMは、緊急時態勢時、平時の宿直体制時、ブルーム通過時において、最低人員として体制を確保できるよう、要員体制表を平時より準備しておく。

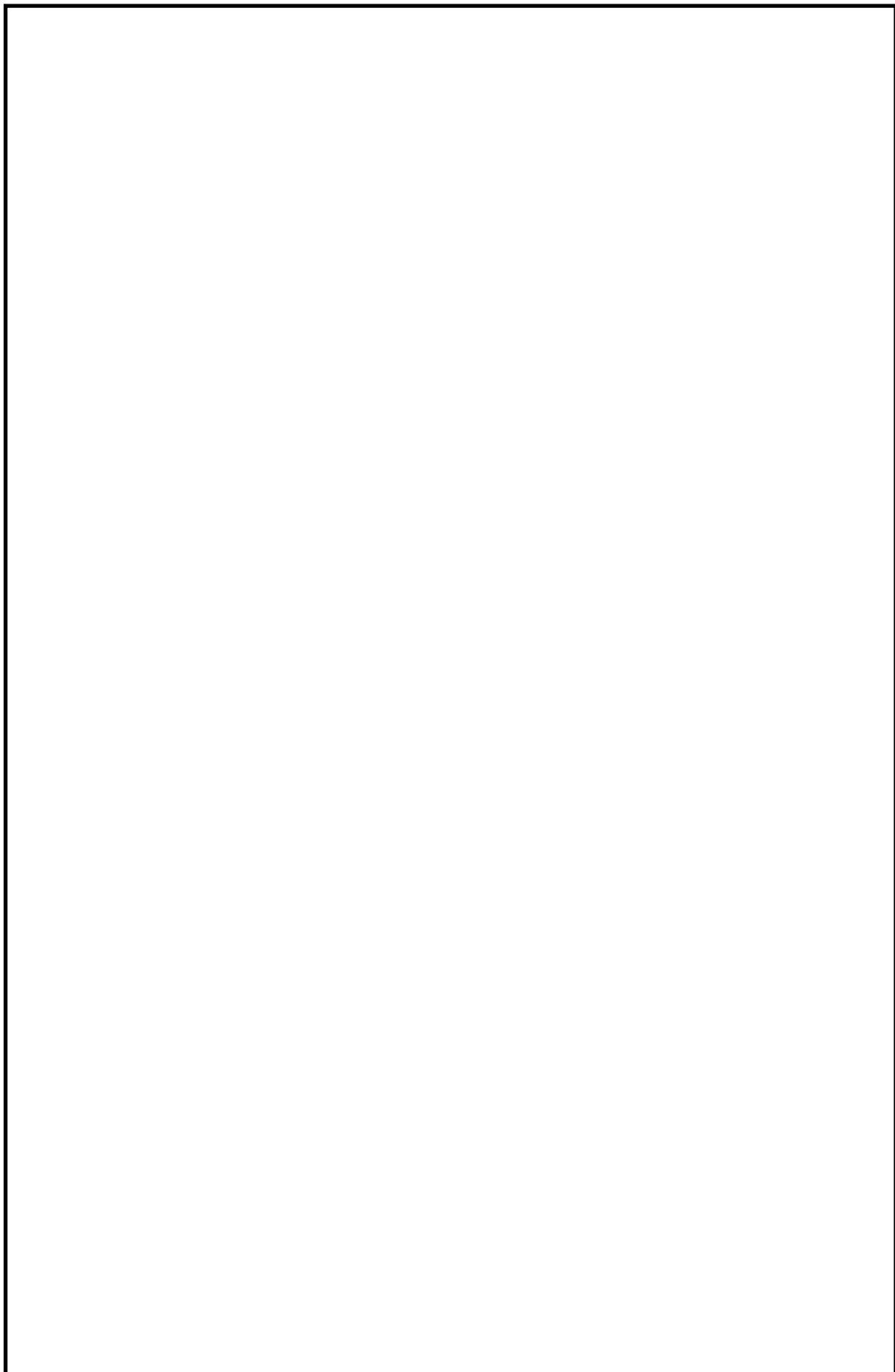
緊急時のみならず平時においても総務班長（平時は総務GM）は原子力防災要員等が所定の人数を満たすように確保する当番編成票を作成する。

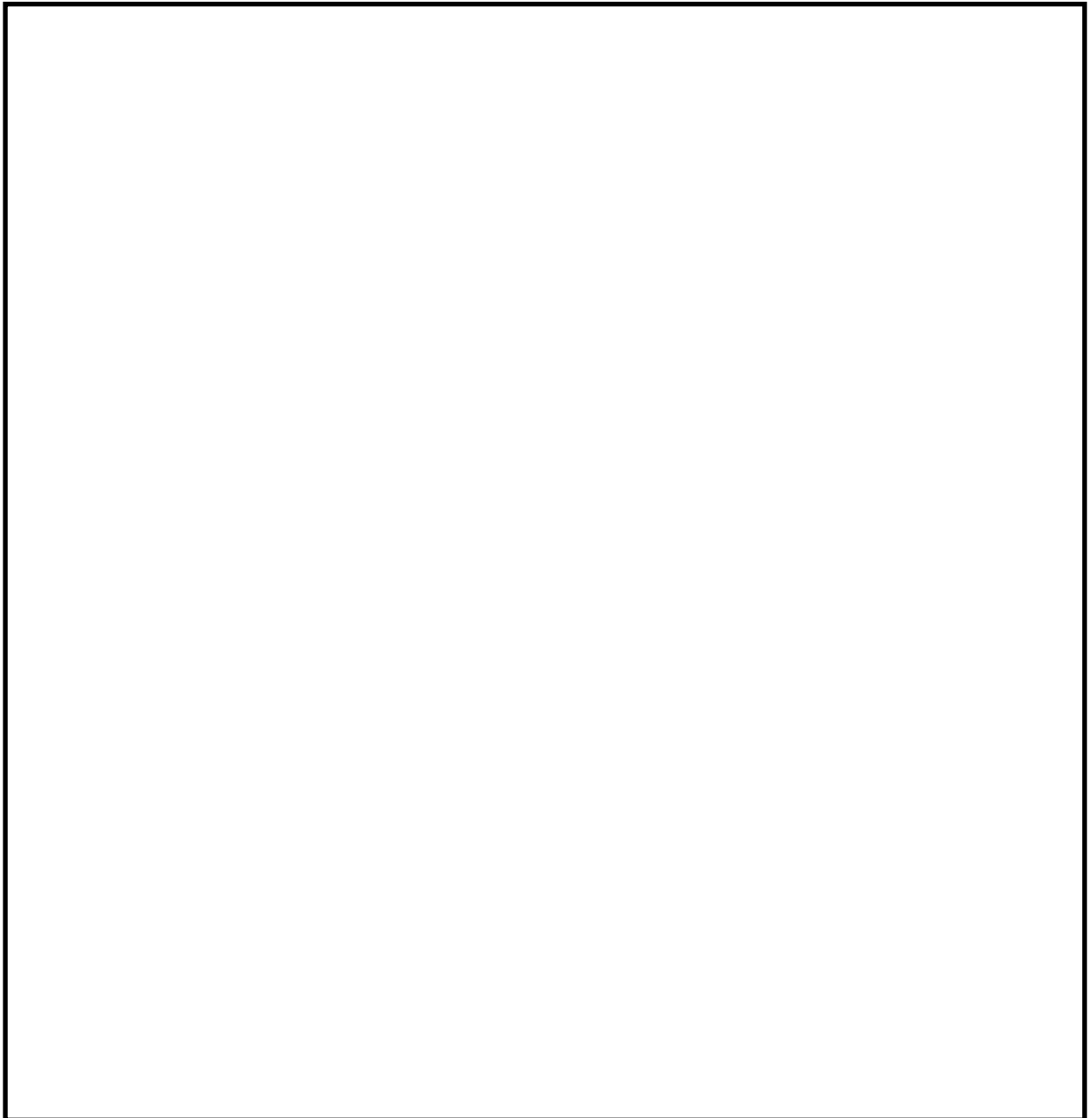
また、総務班長は、保安規定第12条に定める要員が確保されている事を引継ぎ時の点呼等により確認し、要員の氏名を当番日誌に記載するとともに、防災安全GMに報告する。

なお、点呼時に要員の不足が確認された場合は、不足している機能班班長と協議し、結果を防災安全GMに通知する。防災安全GMは協議結果を踏まえて原子力防災要員等の補充を行う。（夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め約6時間を目安とする）

原子力防災要員等の確保の見込みが立たない場合、本部長は原子炉停止等の措置を実施し、安全が確保できる原子炉の状態に移行する。







1. 4 初動体制

(1) 6号炉及び7号炉において重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために必要な要員として、保安規定第12条に規定する運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊について、以下のとおり役割及び人数を割り当て確保する。(別紙4に重大事故等に対応する体制を示す)

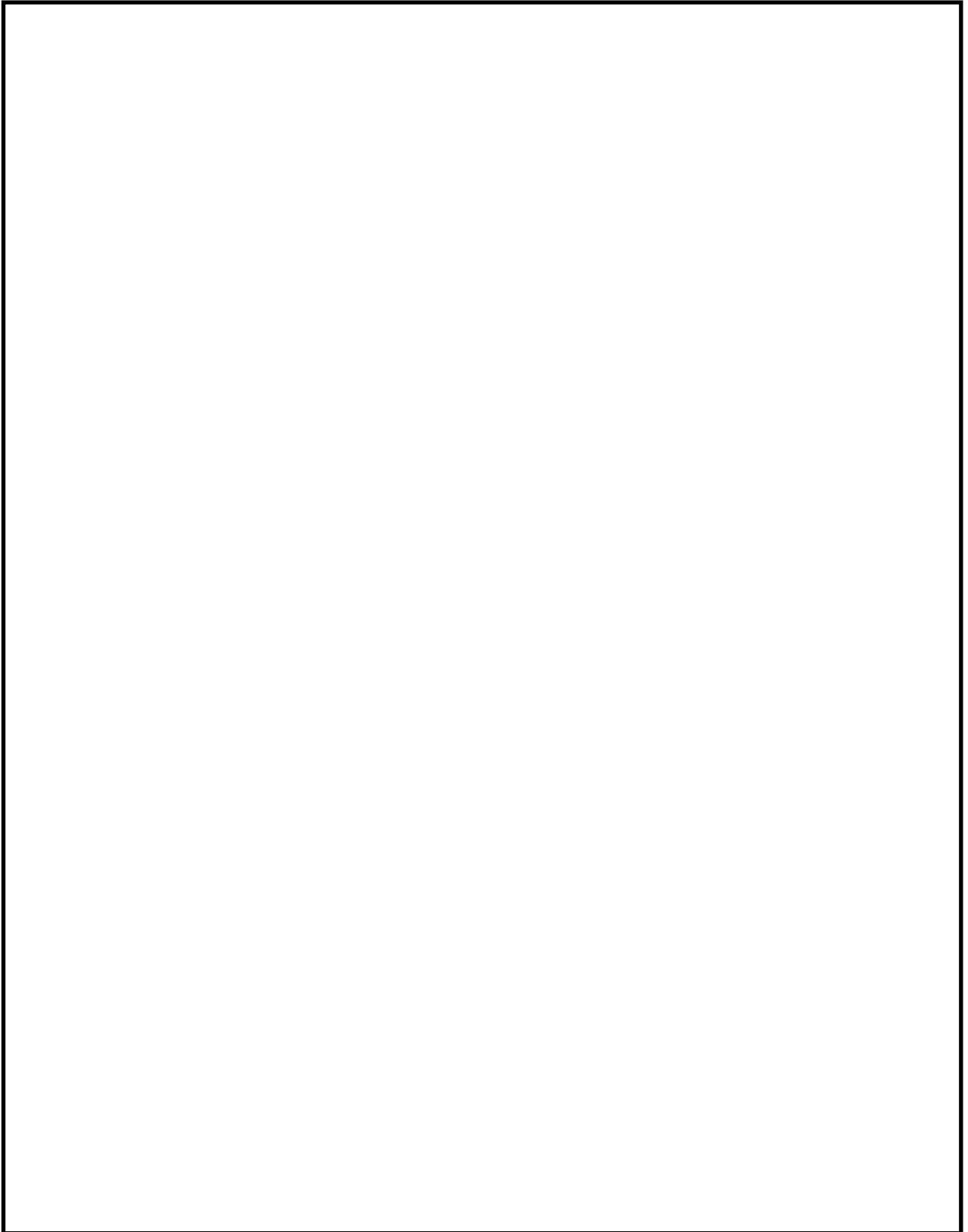
なお、大規模損壊発生時の体制についても、基本的には重大事故等に対応する体制と同様であるが、本体制が部分的に機能しない場合(中央制御室の機能喪失を含む)においても対応できるよう体制を確立する。(詳細については大規模損壊対応要領で規定する。)

a. 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため、6号及び7号炉の重大事故等に対処する要員として、発電所構内に緊急時対策要員44名、運転員18名、火災発生時の初期消火活動に対応するための自衛消防隊10名の合計72名を確保する。

b. 6号及び7号炉のうち、1プラント運転中、1プラント運転停止中[※]においては、運転員を13名とし、また2プラント運転停止中[※]においては、運転員を10名とする。

※原子炉の状態が冷温停止(原子炉冷却材温度が100℃未満)及び燃料交換の期間

- c. 参集する重大事故等に対処する要員として、被災後6時間を目途に40名程度、10時間以内に106名を確保する。
- d. 重大事故等が発生した場合、緊急時対策要員は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集し、要員の任務に応じた対応を行う。
- e. 重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、重大事故等に対処する要員を確保する。

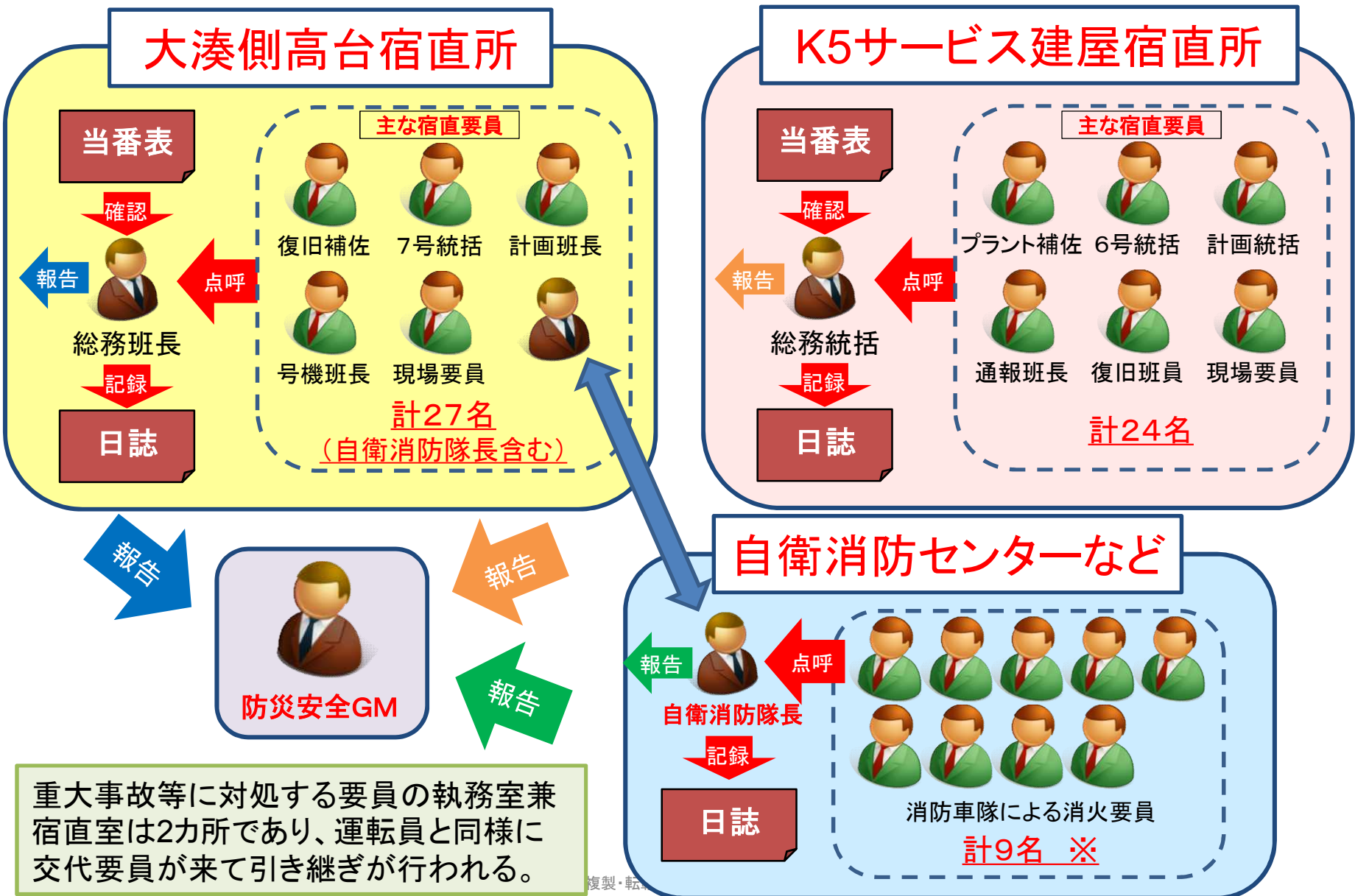


(5) 感染症等が発生した場合

緊急時のみならず平時においても総務班長（総務労務人事GM）は緊急時対策本部の感染症予防対策を施すこと。食中毒や病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、原子力防災要員等に傷病者が発生した場合には、総務班長は応急処置を行うとともに必要に応じて所外への搬送等を行う。総務班長は傷病により欠員が生じた機能班班長と協議し、結果を防災安全GMに通知する。防災安全GMは協議結果を踏まえて原子力防災要員等の補充を行う。（夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め約6時間を目安とする）

原子力防災要員等の確保の見込みが立たない場合、本部長は原子炉停止等の措置を実施し、安全が確保できる原子炉の状態に移行する。

【参考】要員数の確認イメージ（60名 自衛消防隊含む） **TEPCO**



※ 自衛消防隊長は大湊側高台に宿直